

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和2年
1月10日
(金曜日)

目次

○告示

特定有害物質によって汚染されており、汚染による人の健康に係る被害を防止するため汚染の除去、汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域の指定（環境政策課）……………一

特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域の指定（環境政策課）……………一

生活保護法の規定に基づく医療機関の指定（厚政課）……………一

救急病院の認定（医療政策課）……………二

道路の区域の変更（道路整備課）……………二

道路の供用の開始（道路整備課）……………二

○公告

大島都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針並びに東和都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案に関する公聴会の開催（都市計画課）……………三



山口県告示第八号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、汚染による人の健康に係る被害を防止するため汚染の除去、汚染の拡散の防止その他の措置（以下「汚染の除去等の措置」という。）を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）を次のとおり指定する。

令和二年一月十日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 要措置区域
- 山口市野田字野田一七二の五の一部及び同市八幡馬場字八幡馬場五三の一の一部
- 二 特定有害物質の種類
- 水銀及びその化合物並びに砒素及びその化合物
- 三 講ずべき汚染の除去等の措置
- 地下水の水質の測定

山口県告示第九号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和二年一月十日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 形質変更時要届出区域
- 山口市八幡馬場字八幡馬場五三の一の一部
- 二 特定有害物質の種類
- 鉛及びその化合物

山口県告示第十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和二年一月十日

山口県知事 村岡 嗣政

名 医	療 称	所 機	在 在	開 地	指 定 年 月 日
岩国	岩国	岩国市今津町一丁目九番二六号	〃	〃	令和元、一
山口	山口	山口市葵二丁目九番三一号	〃	〃	一、〃
あい薬局	あい薬局	岩国市今津町一丁目九番二五号	〃	〃	一、〃
くしがはま薬局	くしがはま薬局	周南市大字櫛ヶ浜五〇三の五	〃	〃	一〇、〃
ひろやファーマシー	ひろやファーマシー	新町二丁目三番一	〃	〃	一、〃

山口県告示第十一号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

令和二年一月十日

山口県知事 村岡 嗣 政

名 称 所 在 地 認定が効力を有する期限
 下関市立豊田中央病院 下関市豊田町大字矢田三六五の一 令和五、二、一二

山口県告示第十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。
 その関係図面は、令和二年一月十日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和二年一月十日

山口県知事 村岡 嗣 政

区 間	萩市大字明木字野地上ノ芝二〇四一〇の四地先から同市同大字字追田一一二七一の一地区まで	
	新	旧
道路の種類 路線名 道路の区域	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長
	最狭 八八・二	最狭 八六・二
	六六一・一	六六一・一
		備 考

道路の種類 一般国道
 路線名 四九〇号
 道路の区域

区 間	美祿市美東町絵堂字黒杭一〇九〇八の一地先から萩市大字明木字野地上ノ芝二〇四一〇の一地先まで	
新	旧	旧新別
敷地の幅員 (メートル)	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長
最狭 二五・〇〇	最狭 二五・〇〇	九、三八六・二
		備 考

道路の種類 県道
 路線名 光柳井線
 道路の区域

区 間	柳井市新庄字大形一〇八七の三四地先から同市新庄 同字一〇七六の二四地先まで	
新	旧	旧新別
敷地の幅員 (メートル)	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長
最狭 一一・三	最狭 一一・〇	三七・八
		備 考

山口県告示第十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。
 その関係図面は、令和二年一月十日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和二年一月十日

山口県知事 村岡 嗣 政

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
光柳井線	柳井市新庄字大形一〇八七の三四地先から同市新庄 同字一〇七六の二四地先まで	令和二年一月十一日



(五) 大島都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針並びに東和都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案に関する公聴会の開催

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定に基づき、大島都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針並びに東和都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案に関する公聴会を次のとおり開催します。

令和二年一月十日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 開催の日時

令和二年一月三十一日（金曜日）午後八時

二 開催の場所

大島郡周防大島町大字小松一三八番地の一

大島文化センター

三 公聴会において意見を聴こうとする都市計画の案

変更する大島都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針並びに東和都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

次のとおりとする。

四 公述の申出手続

(一) 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、令和二年一月二十四日（金曜日）

までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した書面（以下「公述申出書」という。）を山口市滝町一番一号（郵便番号七五三一八五〇一）山口県土木建築部都市計画課に提出してください。

なお、郵送の場合は、令和二年一月二十四日までの消印のあるものに限りません。

(二) 公述申出書を提出した者のうち、同種の意見を有する者が多数ある場合には、公聴会において意見を述べることができるとする者が選定することができます。

(三) 公聴会の運営を円滑にするため、必要がある場合には、意見を述べる時間を制限することができます。

(四) (二)及び(三)に掲げる場合においては、理由を付してその旨について、公述申出書を提出した者又は公聴会において意見を述べることができる者に通知します。

(五) その他

(一) 公聴会に関する問合せは、山口県土木建築部都市計画課（電話〇八三一九三三一

）

）

）

）

）

）

(二) 関係図書は、次の場所において縦覧に供します。

山口市滝町一番一号

山口県土木建築部都市計画課

柳井市南町三丁目九番三号

柳井土木建築事務所

大島郡周防大島町大字久賀五一三四番地

周防大島町建設課

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を五の(二)の関係図書の縦覧場所において縦覧に供します。)

縦覧に供します。)

縦覧に供します。)

令和二年一月十日
印刷発行

発行人
所

山口県知事
庁